

戦後教育資料

VIII
67

昭和二十五年三月

8-2
??

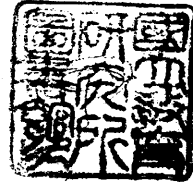
文学的および美術的著作物
保護に関するベルヌ条約

ローマ規定とブラッセル規定との対照

文部省管理局著作権課

天野 166

VIII - 67



まえがき

- 一、この冊子は、一九四八年のブラッセル会議で修正された「文学的および美術的著作物保護に関するベルヌ条約」の規定とローマ条約（一九二八年）の規定とを比較対照したものである。
- 二、比較対照は両条約の原文（フランス語）により、主として内容の上から行つた。ローマ条約の日本語訳は文語体（昭和六年七月十八日条約第四号）であつたが、ブラッセル条約は口語体で公布されることとならう。したがつて、訳語の使用等について多少差異があるため、比較対照に困難を感ずる箇所があつた。
（なお、別冊「文学的および美術的著作物保護に関するブラッセル条約の原文および訳文の対照」参照。）
- 三、巻末に附録として、(1)一八八六年のベルヌ条約第五条、(2)一八九六年のパリ追加規定および(3)ベルヌ条約加盟国一覧を附した。

昭和二十五年三月一日

文部省管理局著作権課

トニア「共和国大統領」、「フィンランド」共和国大統領、佛蘭西共和国大統領、「グレート・ブリテン」、「アイルランド」及「グレート・ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘共和国大統領、「ハンガリー」國攝政殿下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公殿下、「モロッコ」國皇帝陛下、「モナコ」國公殿下、諸威國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、「ポーランド」國及「ダンチヒ」自由市ノ名ニ於ケル「ポーランド」共和国大統領、「ポルトガル」共和国大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、「シリア」國及「グレート・レバノン」國、「チェッコスロヴァキア」共和国大統領、「デユニス」國公殿下、文學的及美術的著作物ニ關シ著作權ノ權利ヲ能フ限リ有效且均等ノ方法ヲ以テ保護センコトヲ均シク希望シ千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル條規ヲ改正シ且補足スルコトニ決シ之方爲各左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

(委員氏名 略)

各全權委員ハ之方正當ナル委任ヲ受ケ左ノ如ク協定セリ

アイルランド連合王国、ギリシャ國、ハンガリー國、インド、アイルランド國、アイスランド國、イタリア國、レバノン國、リヒテンシュタイン國、ルクセンブルグ國、モロッコ、モナコ國、ノールウェー國、ニュー・ジー・ランド、パキスタン、オランダ國、ポーランド國、ポルトガル國、スエーデン國、スイス連邦、シリア國、チェッコスロヴァキア國、デユニス、南アフリカ連邦、ヴァティカン市國及ビユーゴ・スラヴィア國は、文學的および美術的著作物に關する著作權の權利を、できる限り有効かつ均等な方法で、保護することを等しく希望して、

千八百八十六年九月九日ベルヌ署名され、千八百九十六年五月四日パリで補足され、千九百八年十一月十三日ベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日ベルヌで補足され、かつ千九百二十八年六月二日ローマで改正された條規を改正し、かつ補足することに決定した。

よつて、下名の全權委員はその全權委任状を示し良好妥當と認めた後、次のとおり協定した。

条約の目的

本條約ノ適用セラルル國ハ文學的及美術的著作物ニ關スル著作權ノ權利ノ保護ノ爲同盟ヲ組織ス

第一條

保護をうける著作物

(一) 「文學的及美術的著作物」ナル用語ハ表現ノ方法又ハ形式ノ如何ヲ問ハズ書籍、小冊子及其ノ他ノ文書、講演、演説、説教及其ノ他同性質ノ著作物、演劇脚本、樂譜入演劇脚本、演出ガ文書其ノ他ノ方法ヲ以テ定メラレタル舞譜及無言劇、歌詞入り又ハ歌詞ナシノ樂譜、素描、繪畫、建築、彫刻、銅版及石版ノ著作物、圖解及地圖、地理學、地形學、建築學又ハ科學ニ關スル圖面、略圖及模型ノ如キ文藝、學術及美術ノ範圍ニ屬スル一切ノ製作物ヲ包含ス

第二條

(二) 翻譯、翻案、編曲及其ノ他文學的又ハ美術的著作物ノ變形複製物並ニ異リタル著作物ノ編輯物ハ原作物ノ著作權ヲ害セザル範圍内ニ於テ原著著作物トシテ保護セラルベキモノトス

第一條

この条約の適用される國は、文學的および美術的著作物に關する著作權の權利の保護のために同盟を組織する。

第二條

(一) 「文學的および美術的著作物」という用語は、表現の方法または形式のいかんを問はず、書籍・小冊子および他の文書、講演・演説・説教および同性質の他の著作物、演劇的または樂劇的著作物、演出ガ文書または他の方法で定められた舞譜および無言劇、歌詞入りまたは歌詞なしの樂譜、映画の著作物および映画に類似する方法で得られた著作物、素描・繪畫・建築・彫刻・銅版・石版の著作物、文學的及美術的著作物の變形複製物並ニ異リタル著作物ノ編輯物ハ原作物ノ著作權ヲ害セザル範圍内ニ於テ原著著作物トシテ保護セラルベキモノトス

(二) 文學的または美術的著作物の翻譯、翻案、編曲および他の變形は、原作物の著作權の權利を害しない範圍で原著著作物として保護する。ただし、立法、行政および司法に關する公文書の翻譯に及ぶる保護

(一) 追加(映画の著作物)

(注) 映画の著作物に關シ創造性の有無による保護の差異を認めたる舊條約第十四條第二項を削除

(二) 追加(寫眞的著作物)

(注) 新條約は寫眞的著作物に關する舊條約第二條を削除

(三) 追加(應用美術の著作物)

(注) 應用美術の著作物に關する法律適用の範圍と保護の條件について第二條第五項参照

(三) 同盟國ハ前記著作物ノ保護ヲ確保スベキ義務ヲ有ス

(四) 工業ニ應用セラレタル美術的著作物ハ各國ノ國內法ノ認ムル限り保護セラレベキモノトス

は、同盟國の法令の定めるところによる。
(三) 素材の選択または配列によつて知的創作物を構成する百科辞典および詩文集のような文学的または美術的著作物の編纂物は、その編纂物の部分をなす各著作物に関する著作者の権利を害しない範囲で、知的創作物として保護する。
(四) 前記の著作物は、すべての同盟國において保護をうける。右の保護は、著作者およびその権利者の利益のために行われる。
(五) 応用美術の著作物ならびに工業的の意匠およびひな型に関する法律の適用の範囲と右の著作物、意匠およびひな型の保護の条件とは、同盟國の法令の定めるところによる。本國においても、ばら意匠およびひな型として保護される著作物は、他の同盟國では、その國において意匠およびひな型に与えられる保護しか要求できない。

第二條ノ二

(一) 政治演説及裁判所ニ於ケル辯論中ニ爲サレタル演説ヲ前條ニ定ムル保護ヨリ一部又ハ全部排除スルノ權能ハ同盟各國ノ國內法ニ留保セラル

第二條ノ二

(一) 政治演説および裁判所における弁論中になされた演説を前条に定める保護から一部または全部排除する権能は、同盟國の法令に留保する。

(六) 新規定(編纂物) 注) 口述的著作物の編纂権について第二條の第三項参照
(七) 修正(条約による著作物の直接的保護の原則を採用) 注) 國の最高法規として日本國憲法第九十八條第二項参照
(八) 新規定(保護をうける者の範圍を明示) 注) 権利者 (ayant droit: legal representatives and assignees).
(九) 新規定(応用美術の著作物および工業的意匠・ひな型)。

口述的著作物

(写真的著作物)

(二) 講演、演説、説教及其ノ他同性質ノ著作物ヲ新聞紙雜誌ニ複製スルコトヲ得ル條件ヲ規定スルノ權能モ亦同盟各國ノ國內法ニ留保セラル尤モ前記著作物ヲ編輯物ト爲スノ權利ハ著作者ニ限り之ヲ有スベシ
第三條 本條約ハ寫真的著作物及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物ニ之ヲ適用ス同盟國ハ之方保護ヲ確保スベキ義務ヲ有ス

(二) 講演、演説、説教および同性質の他の著作物を新聞雜誌に複製しうる条件を決定する権能も、同盟國の法令に留保する。
(三) もつとも、前二項に掲げた著作物を編集物とする権利は、著作者のみが有する。
第三條 (削除)

同盟國に属する著作者

(一) 同盟ノ一國ニ屬スル著作者ハ公ニセザル又ハ同盟ノ一國ニ於テ初テ公ニシタル著作物ニ關シ著作物ノ本國以外ノ國ニ於テ、其ノ國法ガ内國民ニ現ニ許與シ又ハ將來許與スベキ權利及本條約ニ依リ特ニ許與セラレタル權利ヲ享有ス

(一) 同盟の一國に属する著作者は、その著作物に關して、同盟の一國においてそれが公にされていなくても、はじめて公にされていても、著作物の本國以外の國において、その國法が國民に現に与えまたは將來与える権利およびこの條約が特に与えた権利を享有する。

(二) 右權利ノ享有及行使ハ何等方式ノ履行ヲ要セズ其ノ享有及行使ハ著作物ノ本國ニ於ケル保護ノ存在ニ係ルコトナシ從テ本條約ノ規定ノ外保護ノ範圍及著作者ノ權利保全ノ爲右著作者ニ保障セラレタル救済

(二) 前記の権利の享有および行使は、いかなる方式の履行をも要しない。この享有および行使は、著作物の本國における保護の存否に關係がない。したがって、この條約の規定のある場合を除いて、保護の範

(一) 修正(口述的著作物に關する編纂權の範圍の拡張) 注) 一般編纂物について第二條第三項参照
(注) 写真的著作物に關する旧條約第三條を削除し、新條約第二條第一項に追加

ノ方法ハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ專ラ依ルベキモノトス

(三) 公ニセザル著作物ニ關シテハ、著作人ノ屬スル國ヲ以テ著作物ノ本國トシ、公ニシタル著作物ニ關シテハ、第一發行ノ國ヲ以テ本國トシ、同盟ノ數國ニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ、右諸國ノ中其ノ國法ノ許與スル保護ノ期間最短期間ヲ以テ其ノ本國トス、同盟ニ屬セザル一國ト同盟ノ一國トニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ、同盟國ノミヲ以テ本國トス

(四) 「公ニシタル著作物」トハ、本條約ノ意義ニ於テハ、刊行シタル著作物ヲ謂フ、演劇脚本又ハ樂譜ノ演劇脚本ノ上演、音樂的著作物ノ演奏、美術的著作物ノ展覽及建築的著作物ノ建設ハ、公ニスルノ意味ニ非ザルモノトス

開および著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、もっぱら保護の要求される國の法令による。

(三) 公にした著作物に關しては、同一の保護期間を与える同盟の數國で同時に公にした著作物に關しては、最初に公にした國をその著作物の本國とする。異なる保護期間を与える同盟の數國で同時に公にした著作物に關しては、この數國のうちで法令の与える保護期間が最も短い國をその著作物の本國とする。同盟に屬しない國と同盟の一國とで同時に公にした著作物に關しては、後者のみをその著作物の本國とする。最初に公にした日から三十日以内に二國または數國で公にした著作物は、數國で同時に公にしたものとする。

(四) 第四條、第五條および第六條の適用上、「公にした著作物」とは、複製物の作成方法のいかんを問はず、十分な複製部數が公衆に提供された發行した著作物をいう。演劇的、樂劇的または映画的著作物の上演、音樂的著作物の演奏、文學的著作物の公の朗誦、文學的または美術的著作物の電送またはラジオ放送、美術作品の展覽および建築作品の建設は、公にすることを意味しない。

六

(二) 修正(公にした著作物の本國について詳細に規定)。

(注) 一、継続發行の場合(第一發行の國) 二、同時發行の場合(同一の保護期間を与える同盟國) (第一發行の國) (2) 異なる保護期間を与える同盟國間(保護期間の短い國) (3) 同盟國と非同盟國との間(同盟國) (二) 追加(同時發行とみなされる期間) (三) 修正(公にした著作物の意義)。

第五條 同盟ノ一國ニ屬スル者ニシテ同盟ノ他ノ一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テ内國著作人ト同一ノ權利ヲ有ス

第五條

同盟ノ一國ニ屬セザル著作人ニシテ同盟ノ一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テ内國著作人ト同一ノ權利ヲ有ス

第六條

(一) 同盟ノ一國ニ屬セザル著作人ニシテ同盟ノ一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テ内國著作人ト同一ノ權利ヲ享有シ、同盟ノ他ノ諸國ニ於テハ本條約ノ許與スル權利ヲ享有ス (二) 尤モ同盟ニ屬セザル國方同盟ノ一國ニ屬スル著作人ノ著作物ニ對シ充分ノ保護ヲ與ヘザルトキハ該同盟國ハ著作物ノ第一發行ノ當時該非同盟國ニ屬シ且同盟ノ一國ニ於テ現實ノ住所ヲ有セザル著作人ノ右著作物ノ保護ヲ制限スルコトヲ得ベシ

同盟國に屬しない著作人

(五) 公にしない著作物に關しては、著作人の屬する國を著作物の本國とする。ただし、不動産と一体をなす建築作品または圖案のおよび造形的の美術作品に關しては、これらの作品が建設されているまたは建造物と一体をなしている同盟國を著作物の本國とする。

第五條

同盟の一國に屬するものであって、同盟の他の國ではじめてその著作物を公にするものは、この國で内國著作人と同一の權利を有する。

第六條

(一) 同盟の一國に屬しない著作人であつて、同盟の一國ではじめてその著作物を公にするものは、この國では内國著作人と同一の權利を享有し、同盟の他の國ではこの條約の与える權利を享有する。 (二) もっとも、同盟に屬しない國が同盟の一國に屬する著作人の著作物を十分に保護しないときは、この同盟國は、著作物を最初に公にしたときに右の同盟に屬しない國に屬していかつ同盟の一國に有効に住所を持っていなかった著作人の著作物の保護を制

七

(四) 公にしない著作物の本國について第五項を新設。 (五) 新規定(不動産と一体をなす著作物の本國)。

(二) 追加(ハ)報復的措置の拡大。

(三) 前項ニ基キ規定セラレタル如何ナル制限モ著作者が右制限ノ實施前同盟ノ一國ニ於テ公ニシタル著作物ニ關シ既ニ取得シタル權利ヲ妨グルコトナカルベシ

(四) 本條ニ基キ著作者ノ權利ノ保護ヲ制限スベキ同盟國ハ右保護ノ制限ヲ受クベキ國及該國ニ屬スル著作者ノ權利ニ加フル制限ヲ示セル宣言書ヲ以テ其ノ旨ヲ瑞西聯邦政府ニ通告スベシ瑞西聯邦政府ハ直ニ右ノ事實ヲ同盟ノ一切ノ國ニ通知スベシ

第六條ノ二

(一) 著作者ノ財産的權利ニ係ルコトナク且該權利ノ移轉後ト雖モ著作者ハ著作物ノ創作者タルコトヲ主張スルノ權利及右著作物ノ改竄、截除又ハ其ノ他ノ變更ニシテ著作者ノ名譽又ハ聲望ヲ害スルコトアルベキモノニ對シテ異議ヲ述ブルノ權利ヲ保有ス

(三) 前項に基き規定した制限は、著作者がこの制限の實施前に同盟の一国で公にした著作物についてすでに取得した權利を害しない。

(四) この条に基いて著作者の權利の保護を制限する同盟國は、保護が制限される國およびその國に屬する著作者の權利に加えられる制限を示した宣言書で、その旨をスイス連邦政府に通告しなければならぬ。スイス連邦政府は、この事實を同盟のすべての國に直ちに通知しなければならない。

第六條の二

(一) 著作者の財産的權利とは關係なく、この權利の讓渡の後であつても、著作者は生存中、著作物の創作者であることを主張する權利および著作者の名譽または聲望を害するおそれのあるこの著作物の改竄、截除もしくは他の變更、またはこの著作物に対する他の侵害に反對する權利を保有する。

(一) 追加。
(注) ブラッセル條約希望第三、文學的および美術的著作物の權利を避けるため保護すること。

(二) 右權利行使ノ條件ヲ定ムルコトハ同盟國ノ國內法ニ留保セララル右權利保全ノ爲ニスル救済ノ方法ハ保護ノ要求セララル國ノ法律ニ依ルベキモノトス

(二) 同盟國の國內法令が許す範圍で、前記の第一項に基いて著作者に認められた權利は、著作者の死後少くとも財産的權利が消滅するまでは存続し、この國內法令によつて資格を与えられる人または団体が行使する。この項に規定する權利を行使する條件は、同盟國の國內法令が定める。

(二) 新規規定(著作者の死後の人格權の保護)。
(注) ローマ條約希望第一、著作者の死亡後の人格權の保護。

保護期間

第七條

(一) 本條約ニ依リ許與セララル保護ノ期間ハ著作者ノ生存間及其ノ死後五十年トス
(二) 尤モ前項ノ期間ガ同盟ノ一切ノ國ニ依リ等シク採用セラレザル場合ニ於テハ保護ノ期間ハ保護ノ要求セララル國ノ法律ニ依ルベク且著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過スルコトヲ得ザルベシ從テ同盟國ハ其ノ國內法ニ合致スル範圍内ニ非ザレバ前項ノ規定ヲ適用スルヲ要セザルベシ
(三) 寫眞的著作物及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物、繪畫、無名又ハ變名著作物ニ關シテハ保護ノ期間ハ保護ノ要求セララル國ノ法律ニ依ルモノ

(一) この条約が与える保護期間は、著作者の生存間および死後五十年とする。

第七條

(二) もっとも、同盟國が第一項に規定する期間よりも長い期間を与える場合には、保護期間は、保護の要求される國の法律が規定する。ただし、著作物の本國で定めた期間をこえることはない。
(三) 映画の著作物、寫眞的著作物および映画または寫眞に類似する方法で得た著作物ならびに応用美術の著作物に關しては、保護期間は、保護の要求される

(一) 修正(五十年より長い保護期間を与える場合)。
(注) 第二項の修正によつて、保護期間に關する五十年主義(第一項)が強行規定となつた。したがつて、短い保護期間をとる國は同盟にあつてその國內法を改正しなければならぬ。
(二) 追加(映画の著作物および応用美術の著作物)。

開紙雜誌ニ之ヲ轉載スルコトヲ得但シ其ノ出所ハ常ニ之ヲ明瞭ニ示スコトヲ要ス此ノ義務ノ制裁ハ保護ノ要求セララルル國ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム

(三) 本條約ノ保護ハ時事ノ記事又ハ單ニ新聞紙雜誌ノ報道ニ過ギザル雜報ニハ之ヲ適用セズ

引用抜粋

教科用ニ供シ若ハ學術的ノ性質ヲ有スル刊行物ノ爲メハ、節用編輯ノ爲メ文學的又ハ美術的著作ヲ適法ニ引用スルノ機能ニ關シテハ、同盟國ノ法律及同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スベキ特別ノ取極ノ定ムル所ニ依ル

第十條

は、新聞雜誌に轉載することができる。ただし、その出所は、常に明示しなければならない。この義務違反の制裁は、保護の要求される国の法令が定める。

(三) この条約の保護は、時事の記事または単に新聞雑誌の報道にすぎない雜報には適用しない。

第十條

(一) 同盟國では、新聞紙および定期刊行物の記事の短い引用は、新聞雜誌の解説の形においても適法である。

(二) 教科用に供するもしくは學術的性質を有する發行物のためにまたは節用編集のために、文學的または美術的著作物から抜粋をその目的上正当と認められる程度で適法になす機能に關しては、同盟國の法令および同盟國間に現存しまたは將來締結する特別取り決めの定めるところによる。

(三) 引用および抜粋には、出所および、出所の中に著作者の名が表われているときは、この名を掲げなければならぬ。

(一) 新規定(記事の引用)。

(二) 新規定(出所の明示)。

時事問題の報告

公の上演、演奏および公の伝達に關する権利

(一) 本條約ノ規定ハ公ニシタルモノト否トヲ問ハズ演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ公ノ上演及音樂的著作物ノ公ノ演奏ニ之ヲ適用ス

第十一條

(二) 演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ著作者ハ原著作物ニ關スル其ノ權利ノ存続期間内ハ其ノ翻譯物ノ許諾ナキ公ノ上演ニ對シテ保護セラルルモノトス

(三) 本條ノ保護ヲ享有スルガ爲メハ著作者ハ其ノ著作物ヲ公ニスルニ際シ其ノ公ノ上演又ハ公ノ演奏ヲ禁止スルコトヲ要セズ

第十條の二

写真、映画又はラジオ放送によつて時事の事件を報告する場合に文學的または美術的著作物の断片を記録し、複製しおよび公表する条件は、同盟國の法令の定めるところによる。

第十一條

(一) 演劇的、樂劇的および音樂的著作物の著作者は、(1) 著作物の公の上演および演奏、(2) 著作物の上演および演奏のなんらかの方法による公の伝達を許可する排他的權利を享有する。ただし、第十一條の二および第十三條の規定の適用の場合には、この限りではない。

(二) 演劇的、または樂劇的著作物の著作者は、その原著作物に關する權利の存続期間中、その著作物の翻譯物に關して同一の權利を享有する。

(三) この条の保護を享有するためには、著作者は著作物を公にするときに、公の上演または演奏を禁止する必要はない。

(注) 新条文(時事問題の報道)。

(一) 追加(上演または演奏の公の伝達に關する権利)。

(注二) 宗教的儀式、軍隊除および教育上の必要のための公の伝達は除外すべき旨會議の報告書は述べられている。

(二) 追加(ラジオ放送権および録音權に關する制限はこの場合でも存続する)。

(三) 修正(翻訳物に關しても公の上演、演奏および公の伝達の特權を原著作者に与えた)。

第十一條ノ二

(一) 文學的及美術的著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ無線放送ニ依リテ公衆ニ傳フルコトヲ許諾スルノ特權ヲ享有ス

(二) 前項ニ掲グル權利ヲ行使スルノ條件ハ同盟國ノ國內法ノ規定スル所ニ依ル但シ右條件ハ之ヲ規定セル國ニ於テノミ效力ヲ有スベシ右條件ハ如何ナル場合ニ於テモ著作者ノ人格權ヲモ又協議調ハザル場合ニ於テ權限アル機關ノ定ムル公正ナル補償ヲ受クル著作者ノ權利ヲモ害スルコトヲ得ザルベシ

第十一條ノ二

(一) 文學的および美術的著作物の著作者は、(1)著作物のラジオ放送または記号、音もしくは映像を無線で放送する他のなんらかの方法をもってする著作物の公の通信、(2)ラジオ放送された著作物の原通信者以外の機関が行う有線または無線の公の通信、および(3)ラジオ放送された著作物の拡声機または記号、音もしくは映像を送る他の類似の機器をもつてする公の通信を許可する排他的權利を享有する。

(二) 前記の第一項で規定した權利を行使する條件は、同盟國の法令の規定するところによる。ただし、この條件は、これを規定した国においてのみ効力を有する。この條件は、いかなる場合にも、著作者の人格權を害することができず、また、權限のある官憲が合意のない場合に定める公正な補償を受ける著作者の權利を害することはできない。

(三) 別段の定めがない限り、この條の第一項に従って与えられた許可は、ラジオ放送された著作物を、音または映像を固定する機器で記録する許可を含まない。ただし、ラジオ放送機關が自己の手段をもってかつ自己の送信のために行う一時的記録の制度は、同盟國の法令の定めるところによる。この法令は、

(一) 修正(ラジオ、テレビジョン等に関する權利を詳細に規定)。
(注) 著作物のラジオ放送等による公の通信
二、放送著作物の原通信者以外の機関による公の通信
三、放送著作物の拡声機等による公の通信
(注) 公の通信 (communication publique; communication to the public).

(二) 新规定(放送の一時録音)。
(注) 一時的録音 (enregistrements éphémères; ephemeral recordings).

翻案權

第十二條 翻案、編曲及小説、讀物又ハ詩歌ト演劇脚本トノ相互ノ變作等ノ如キ文學的又ハ美術的著作物ノ許諾ナキ間接ノ轉用方同一ノ形體又ハ他ノ形體ニ於ケル右著作物ノ複製ニシテ主要ナラザル變更、増補又ハ省略ヲ爲シ且新ナル原著物タル性質ヲ具備セザルモノニ過キザルトキハ本條約ヲ適用スベキ不法複製中ニ之ヲ特ニ包含スルモノトス

録音權

第十三條 (一) 音樂的著作物ノ著作者ハ左ノ事項ヲ許諾スルノ特權ヲ有ス
一 音樂的著作物ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ右著作物ヲ寫調スルコト

右の記録が資料として特別の性質を持つことを理由として、これを公の記録保存所に保存することを許可することができる。

第十一條ノ三

文學的著作物の著作者は、その著作物の公の朗読を許可する排他的權利を享有する。

第十二條

(一) 文學的、學術的または美術的著作物の著作者は、その著作物の翻案、編曲および他の変形を許可する排他的權利を享有する。

第十三條

(一) 音樂的著作物の著作者は、(1)機械的に複製する機器による音樂的著作物の録音および(2)このように録音した著作物の右の機器による公の演奏を許可する排他的權利を享有する。

(注) 新条文(公の朗読) recitation publique; public recitation.

(一) 修正(旧条約が「間接的變作」 adaptations indirectes という形式で規定したのを改め、直接的に翻案權を規定した)。
(注) 録音と寫調とについて第十三條参照。

(一) 修正(旧条約の「寫調」 adaptation を新条約は「録音」 enregistrement; recording and fixing)。
(注) 翻案 (adaptation) について第十二條参照。

二 前號ノ機器ヲ以テ右著作物ヲ公ニ演奏スルコト
 (二) 本條ノ適用ニ關スル留保及條件ハ各國ニ關スル限
 リ其ノ國ノ國內法ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得ベシ但
 シ此ノ種ノ留保及條件ハ之ヲ規定セル國ニ於テノミ
 效力ヲ有スベシ

(三) 第一項ノ規定ハ遡及效ヲ有セズ從テ同盟ノ一國ニ
 於テハ千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署
 名セラレタル條約ノ實施前又同日以後ニ同盟ニ加盟
 シ又ハ將來加盟スルコトアルベキ國ニ付テハ其ノ加
 盟ノ日前其ノ國ニ於テ適法ニ機械的器具ニ寫調セラ
 レタル著作物ニハ之ヲ適用セズ

(四) 本條第二項及第三項ニ基キ作成セラレタル寫調ニ
 シテ右寫調ノ適法ニ非ザル國ニ利害關係人ノ許諾ナ
 クシテ輸入セラレタルモノハ其ノ國ニ於テ之ヲ差押
 フルコトヲ得ベシ

(一) 前記ノ第一項で規定した權利ノ適用 に関する留保
 および條件は、その國に關する限り同盟の各國の法
 令で定めることができる。ただし、この種の留保お
 よび條件は、これらを規定する國においてのみ効力
 を有し、また、權利のある國が同盟に入会しない限り
 同盟の各國が留保を行使する権利を有するものとな
 る場合を除き、同盟の各國に適用されない。

(三) この條の第一項の規定の効力はさかのぼらない。
 したがって、同盟の一国については千九百八年十
 一月十三日ベルリンで署名された條約の實施前に、ま
 た同日以後に同盟に加盟したは將來加盟する國に
 ついてはその加盟の日前に、その國において適法に
 機械的器具に寫調された著作物には、第一項の規定
 を適用しない。

(四) この條の第二項および第三項に基いて作成された
 寫調であつて、利害關係人の許可なしにこの寫調が
 適法でない國に輸入されたものは、差し押えること
 ができる。

(二) 追加(法定また
 は強制許諾の制度)。

映画の著作
 物

第十四條

(一) 文學的、學術的又ハ美術的著作物ノ著作者ハ其ノ
 著作物ノ活動寫眞術ニ依ル複製、翻案及公ノ上映ヲ
 許諾スルノ特權ヲ有ス

(二) 活動寫眞的製作物ハ著作者ガ著作物ニ獨創的性質
 ヲ與ヘタルトキハ文學的又ハ美術的著作物トシテ保
 護セラル若シ此ノ性質ヲ缺クトキハ活動寫眞的製作
 物ハ寫眞的著作物ノ保護ヲ享有ス

(三) 活動寫眞的著作物ハ複製又ハ翻案セラレタル著作
 物ノ著作者ノ權利ヲ害セザル範圍内ニ於テ一ノ原著
 作物トシテ保護セラルベキモノトス

(四) 前諸規定ハ活動寫眞術ト類似ノ他ノ一切ノ方法ヲ
 以テ作リタル複製物又ハ製作物ニ之ヲ適用ス

第十四條

(一) 文學的、學術的または美術的著作物の著作者は、
 (一) 著作物の映画の複製および放映ならびにこのよ
 うに複製されるときは複製された著作物の頒布と、
 2. このよりに複製されるときは複製された著作物の公
 開および公の上映に、許可する排他的權利を有す
 る。

(二) 翻案されたまたは複製された著作物の著作者の權
 利を害しない範圍で、映画の著作物は、一、原著作
 物として保護する。

(三) 文學的、學術的または美術的著作物の原作となる
 映画の著作物の他の美術的形式における複製は、原
 作とこれら著作物の著作者の許可なくしてこのよ
 りに、原著作物の著作者の許可なくしてこのよ
 りに、文學的、學術的または美術的著作物の映画の複製
 は、第十四條第一項で規定した留保および條件には
 服しない。

(四) 前記の規定は、映画に類似する他のすべての方法
 によつて行ふ複製または製作に適用する。

(一) 修正(映画に關
 する權利を詳細に規
 定)。
 (注) (1) 映画の翻案權
 (2) 映画の複製權
 (3) 右著作物の頒
 布權 (circula-
 tion; distribu-
 tion)
 (4) 右著作物の
 公開權 (repé-
 sentation pu-
 blique; public
 presentation.)
 (5) 右著作物の公
 映權 (exhibition
 publice; pub-
 lic performance.)
 (二) 旧條約第二項を
 削除し、映画の著作
 物として新條約第二
 條第一項に追加(創
 造性の有無による保
 護の差異を排除)。
 (三) 新規定(映画の
 著作物の美術的翻案
 と原作品の著作者の
 權利)。
 (四) 新規定(映画の
 翻案について法定ま
 たは強制許諾制度を
 認めない)。

著作者であることの推定

第十五条 (一) 本條約ニ依リ保護セラルル著作物ノ著作ガ反對ノ證據アル迄眞正ノ著作者ト看做サレ從テ同盟ノ諸國ノ裁判所ニ於テ偽作者ニ對シテ訴訟ノ提起ヲ許容セラルルガ爲ニハ其ノ名ガ通例ノ方法ニ依リ其ノ著作物ニ表示セラルルヲ以テ足ル

第十五条

第十四条之二 (一) 美術的著作物ノ原作品ニ於テは作家ニ依リ創作セラルルノ原稿ニ關シテ、著作者トシテ其ノ死後ハ、国内法令ガ資格ヲ与ヘ人トシテ保護スルハ、著作者ガ最初ニその著作物を譲渡シた後ハ其ノ著作物ノ目的トシテ實質ニ利害關係を有スルといフ譲渡不能ノ權利ヲ享有スル。

(二) 前項ニ規定シテ保護スル、同盟ノ各國ニ於テ、著作者ノ本国ノ法令ガ此ノ保護ヲ認メる場合ニハ其ノ保護ガ要求され又同ノ法令ガ認メる限ニ於テハ其ノみ、要求スルことができる。

(三) 徴収ノ手續ニ關シテハ、各國ノ国内法令ガ定メる。

第十五条

(一) この条約の保護する文字的および美術的著作物の著作者が反対の証拠のあるまで真正の著作者と推定され、したがって同盟の諸国の裁判所において著作権侵害者に対して訴訟を提起しうるためには、その名が、通例の方法でその著作物に表示されていなければならない。この名が変更であるとき、著作者の用いた変名が著作者たる本人を明かにする場合には適用する。

(注一) 新条文(追及権 droit de suite)。
 (注二) ローマ条約希望第三、追及権。
 (注三) 現在同盟國中追及権の制度を認めてゐるのは、フランス、ベルギー、チエッコスロヴァキア、ポーランドおよびイタリヤである。

著作権侵害物の差押

第十六条 (一) 一切ノ偽著作物ハ原著作物ガ法律上ノ保護ヲ享有スル同盟國ノ權限アル機關ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

(二) 右同盟國ニ於テハ著作物ガ保護セラレザルカ又ハ保護ノ止ミタル國ヨリ來ル複製物ヲモ差押フルコトヲ得

(三) 差押ハ各國ノ国内法ニ從ヒ之ヲ行フ

第十六条

第十七条 本條約ノ規定ハ一切ノ著作物又ハ製作物ノ頒布、上演、展覽ヲ國內ノ立法又ハ警察上ノ措置ニ依リ許可

第十七条

同盟國の警察権

この条約の規定は、著作物または製作物の頒布、上演、展覽を国内の立法上または警察上の措置により許

第十七条

シ、取締リ、禁止スルノ同盟各國ノ政府ニ屬スル權利ヲ何等害スルコトナシ該權利ハ權限アル機關之ヲ行使スベシ

遡及效

第十八條

(一) 本條約ハ本條約實施ノ際其ノ本國ニ於テ保護ノ期間ノ滿了ニ依リ既ニ公有ニ屬シタルモノニ非ザル一切ノ著作物ニ之ヲ適用ス

(二) 尤モ著作物ガ從前認メラレタル保護ノ期間ノ滿了ニ依リ保護ノ要求セラルル國ニ於テ公有ニ屬シタルトキハ其ノ著作物ハ其ノ國ニ於テ新ニ保護セラレザルベシ

(三) 右原則ノ適用ハ之ニ關シ同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スベキ特別條約ノ規定ニ從フベキモノトス此ノ種ノ規定ノ存在セザルトキハ各國ハ各自國ニ關シ右原則ノ適用ニ關スル方法ヲ定ムベシ

(四) 前諸規定ハ同盟ニ新ニ加盟アリタル場合及保護ガ第七條ノ適用又ハ留保ノ拋棄ニ依リ擴張セラルベキ場合ニモ亦之ヲ適用ス

可シ、取締りまたは禁止するといふ各同盟国の政府に属する権利で、権限のある官憲が著作物または製作物について行使しなければならないとするものを、なんら害するものではない。

第十八條

(一) この条約は、その実施の時に本國において保護期間の滿了によりすでに公有となつたものを除くすべての著作物に適用する。

(二) もっとも從來認められた保護期間の滿了により保護の要求される國の公有となつた著作物は、同國において新たに保護されることはない。

(三) この原則の適用は、これに關し同盟國間に現存しまたは將來締結する特別條約の規定に從う。この種の規定が存在しないときは、各國は、自國に關しこの原則の適用方法を定める。

(四) 前記の諸規定は、同盟への新たな加盟の場合および保護が第七條の適用によりまたは留保の放棄により延長される場合にも適用する。

條約と国内法との關係

第十九條

本條約ノ規定ハ同盟ノ一國ノ法律ニ依リ「⁽¹⁾一般ニ外國人ノ爲ニ定メラルベキ一層寬大ナル規定ノ適用ヲ求ムルコトヲ妨ゲズ

特別の取極締結權

第二十條

同盟國政府ハ特別ノ取極ガ同盟ニ依リ付與セラレタル權利ヨリ廣大ナル權利ヲ著作者ニ付與スベキ限リ又ハ本條約ニ抵觸セザル他ノ規定ヲ包含スベキ限リ各國相互間ニ右取極ヲ締結スルノ權利ヲ留保ス現存ノ取極ヲ規定ニシテ右條件ニ合致スルモノハ引續キ適用アルモノトス

第二十一條

(一) 「文學的及美術的著作物保護國際同盟事務局」ナル名稱ノ下ニ設立セラレタル國際事務局ハ之ヲ維持ス
(二) 右事務局ハ瑞西聯邦政府ノ管理ノ下ニ之ヲ置ク瑞西聯邦政府ハ其ノ組織ヲ定メ且其ノ事務ヲ監督ス
(三) 事務局ノ公用語ハ佛蘭西語トス

第十九條

この条約の規定は、同盟國の法令により定められるいさう寛大な規定の適用を求めざるを妨げない。

第二十條

同盟國政府は、特別の取り決めがこの条約の付与する權利よりも廣大な權利を著作者に付与するものである限りまたはその包含する規定がこの条約に抵觸しない限り、相互間にこの取り決めを締結する權利を留保する。この条件に合致する現存の取り決めの規定は、引き続き適用する。

第二十一條

(一) 「文學的および美術的著作物保護國際同盟事務局」の名稱で設立された國際事務局を維持する。
(二) 事務局は、スイス連邦政府の管理の下に置く。スイス連邦政府は、その組織を定め、その事務を監督する。
(三) 事務局の公用語は、フランス語とする。

(1) 削除(旧条約の「一般ニ外國人ノ爲ニ」 en faveur des étrangers en général. を削除)。

第二十二條

- (一) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ニ付テノ著作
者ノ權利ノ保護ニ關スル各種ノ報告ヲ蒐集シ之ヲ編
纂發行ス事務局ハ同盟共同ノ利益ニ關スル事項ヲ講
究シ且諸政府ヨリ受領シタル書類ニ依リ同盟ノ目的
ニ關スル諸問題ニ付佛蘭西語ヲ以テ定期刊行物ヲ編
纂ス同盟國政府ハ經驗上必要ト認メラルベキ場合ニ
於テハ合意ヲ以テ事務局ガ一又ハ二以上ノ他ノ國語
ヲ以テ別版ヲ發行スルコトヲ許スルノ權利ヲ留保
ス
- (二) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ノ保護ニ關ス
ル問題ニ付何時ニテモ同盟國ノ請求ニ應ジ其ノ必要
トスルコトアルベキ特殊報告ヲ與フルコトヲ要ス
- (三) 國際事務局長ハ其ノ所管事務ニ付年報ヲ作成シ之
ヲ一切ノ同盟國ニ送付ス

第二十三條

- (一) 國際事務局ノ經費ハ同盟國共同シテ之ヲ負擔ス右
經費ハ新ナル議定アル迄ハ年額十二萬瑞西「フラン」
ヲ超過スルコトヲ得ザルベシ右額ハ必要ナル場合
ニ於テハ第二十四條ニ掲グル會議一ノ全會一致ノ

第二十二條

- (一) 國際事務局は、文學的および美術的著作物につい
ての著作者の権利の保護に関する各種の情報を収集
し、また、編集し発行する。事務局は、同盟の共同
の利益に関する事項を研究し、かつ、諸主管庁から
受け取った書類により、同盟の目的に関する諸問題
についてフランス語で、定期刊行物を編集する。同
盟国政府は、經驗上必要と認められる場合には、事
務局が他の一または数國語で別版を発行することを
合意をもって許可する権利を留保する。
- (二) 國際事務局は、文學的および美術的著作物の保護
に関する諸問題について、いつでも同盟國の請求に
応じ、その必要とする特殊の情報を与えなければな
らない。
- (三) 國際事務局長は、その所管事務について年報を作
成し、すべての同盟國に送付する。

第二十三條

- (一) 國際事務局の經費は、同盟國が共同して負担する。
この經費は、新しい決定があるまでは年額十二萬金
フラン(注)をこえてはならない。この額は、必要な
場合には、同盟國の全會一致または第二十四條に掲

決議ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得ベシ

- (一) 右經費總額ニ對シ各國ノ釀出割合ヲ定ムル爲同盟
國及將來同盟ニ加入スル國ヲ六等ニ區分シ各等ノ釀
出スベキ單位ノ箇數ノ比例ヲ定ムルコト左ノ如シ
第一等 二十五單位
第二等 二十單位
第三等 十五單位
第四等 十單位
第五等 五單位
第六等 三單位
- (二) 右係數ニ各等ノ國數ヲ乘ジ之ニ依リ得タル積ノ和
ヲ單位數トシ之ヲ以テ費用總額ヲ除スベシ其ノ商ハ
一單位ノ費用額ヲ示スモノトス
- (三) 各國ハ其ノ加盟ノ際前記等級中其ノ列セラレシ
トヲ求ムルモノヲ聲明スベシ尤モ爾後何時ニテモ他
ノ等級ニ列セラレシコトヲ欲スル旨ヲ聲明スルコト
ヲ得ベシ

げた會議における全會一致の決定によって増加する
ことができる。

- (一) 右經費總額に對する各國の分担割合を定めるた
め、同盟國および將來同盟に加入する國を六等に区
分し、各等の分担する單位數の比例を次のとおりと
する。
第一等 二十五單位
第二等 二十單位
第三等 十五單位
第四等 十單位
第五等 五單位
第六等 三單位
- (二) この係數に各等の國數を掛けて得た積の和を單位
の數とし、これで經費總額を割る。その商は、一單
位の經費額を示す。
- (三) 各國は、その加盟のときに、前記の等級中のい
れに加わりたいかを聲明しなければならぬ。ただ
し、その後いつでも他の等級に加わりたい旨を聲明
することができる。

(注) この貨幣單位は百サンティムの金フランであ
つて重量三十一分の十グラムかつ純度〇・九〇〇の
ものである。

(五) 瑞西國政府ハ事務局ノ豫算ヲ調製シ及其ノ支出ヲ監督シ、必要ナル立替ヲ爲シ並ニ他ノ一切ノ同盟國政府ニ送付スベキ毎年度ノ出納計算書ヲ作成ス

第二十四條

(一) 本條約ハ同盟制度ヲ完全ナラシムベキ改良ヲ加ヘンガ爲之ニ改正ヲ加フルコトヲ得
(二) 右ノ如キ問題及其ノ他ノ點ニ付同盟ノ發達ニ關係アル問題ハ同盟國ニ於テ順次開設スベキ會議ニ於テ該同盟國ノ委員之ヲ審議ス會議ヲ開設スベキ國ノ政府ハ國際事務局ノ協力ヲ得テ會議ノ準備ヲ爲ス事務局長ハ會議ノ議事ニ列席シ且討論ニ參加スト雖モ議決ニ加ハラズ
(三) 本條約ノ如何ナル變更モ同盟ヲ組成スル各國一致ノ合意ヲ得ルニ非ザレバ同盟ニ對シテ效力ナキモノトス

第二十五條

(一) 同盟ニ屬セザル國ニシテ本條約ノ目的トスル權利ノ法律上ノ保護ヲ確保スルモノハ其ノ請求ニ依リ加盟スルコトヲ得
(二) 右加盟ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ之ヲ通告スベク該政府ハ之ヲ他ノ同盟國ニ通告スベシ

(五) スイス國ノ主管庁ハ、事務局ノ豫算を作成シ、その支出を監督し、必要な立替をなしおよび他のすべての同盟國の主管庁に送付する年次決算書を作成する。

第二十四條

(一) この條約は、同盟の制度を完全に改良を加ふるために、改正に付することができる。
(二) このような問題および他の点で同盟の發達に關係のある問題は、同盟國で順次開催する會議において、同盟國の代表が審議する。會議を開催する國の主管庁は、國際事務局の協力を得て會議の準備をする。事務局長は、會議の議事に列席しかつ討論に參加するが、投票權を有しない。

(三) この條約の變更は、同盟を組織する國の全員一致の同意がなければ、同盟に對して效力を有しない。

第二十五條

(一) 同盟に屬しない國でこの條約の目的とする權利について法律上の保護を保障するものは、請求により加盟することができる。
(二) この加盟は、スイス連邦政府に對し、また同政府により他のすべての同盟國に對し、書面で通告される。

(注) ブラッセル條約會議の決議により事務局を補佐する目的をもつて、委員會を創設することとなつた。この委員會は同盟の十二か國に屬する委員をもつて構成される。

(三) 右加盟ハ當然本條約ニ規定セル一切ノ條款ヘノ加入及本條約ニ規定セル一切ノ利益ノ享受ヲ伴ヒ且瑞西聯邦政府ガ他ノ同盟國ニ通告シタル後一月ニシテ其ノ效力ヲ生ズベシ但シ加入スル國ニ依リ後ノ日ガ指定セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ尤モ右加盟ハ加入スル國ガ少クトモ一時翻譯ニ關シ第八條ニ代フルニ千八百九十六年「パリ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年ノ同盟條約第五條ノ規定ヲ以テスルコトヲ欲スル旨ノ表示ヲ包含スルコトヲ得ベシ該規定ハ當該國ノ一又ハ二以上ノ國語ニ翻譯スル場合ノミニ關スルモノト當然了解ス

第二十六條

(一) 同盟各國ハ本條約ガ其ノ殖民地、保護領、委任統治地域、其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル他ノ一切ノ地域又ハ宗主權ノ下ニ在ル一切ノ地域ノ全部又ハ一部ニ適用セラルル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ベク之ニ依リ本條約ハ通告中ニ掲ゲラレタル一切ノ地域ニ適用セラルベシ右通告ナキトキハ本條約ハ右地域ニ適用セラレザルベシ

(二) 同盟各國ハ本條約ガ前項ニ定ムル通告ノ目的ト爲

(三) この加盟は、この條約の規定するすべての条項への加入およびこの條約の規定するすべての利益の享受を當然伴ひ、かつ、加入する國が後の日を指定しない限り、スイス連邦政府が他の同盟國に通告を發した後一か月で効力を生ずる。ただし、この加盟は、加入する國が、翻譯に關しては、千八百九十六年「パリ」で改正された千八百八十六年の同盟條約の第五條の規定を少くとも一時第八條の代りとするを欲する旨の表示を含めることができる。同規定は、當該國の一または數國語に翻譯する場合のみを目的とするのと當然了解する。

第二十六條

(一) 各同盟國は、その海外領土、殖民地、保護領、信託統治地域またはその國が外交關係に責任を有する他のすべての地域にこの條約を適用する旨を、いつでも書面でスイス連邦政府に通告することができる。そのときは、この條約は、第二十五條第三項に従つて定められる日から通告に掲げたすべての地域に適用する。この通告がないときは、この條約は、これらの地域に適用しない。

(二) 各同盟國は、前項に定める通告の目的となつた地

- リタル地域ノ全部又ハ一部ニ對シ適用セラレザルニ至ル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ベク本條約ハ瑞西聯邦政府ニ宛テラレタル通告ノ受領後十二月ニシテ右通告中ニ掲ゲラレタル地域ニ於テ適用セラレザルニ至ルベシ
- 本條第一項及第二項ノ規定ニ從ヒ瑞西聯邦政府ニ對シテ爲サレタル一切ノ通告ハ之ヲ該政府ヨリ一切ノ同盟國ニ通知スベシ

第二十七條

- 本條約ハ同盟國相互ノ關係ニ於テハ千八百八十六年九月九日ノ「ベルヌ」條約及順次之ヲ改正シタル諸條規ニ代ルベシ從前實施セラレタル諸條規ハ本條約ヲ批准セザルベキ國トノ關係ニ於テハ其ノ適用ヲ保持スベシ
- 本條約ニ署名シタル國ハ從前爲シタル留保ノ利益ヲ引續キ保持スルコトヲ得ベシ但シ批准書寄託ノ際其ノ旨ノ宣言ヲ爲スコトヲ條件トス
- 現ニ同盟ニ屬スル國ニシテ本條約ニ署名セザルベキモノハ何時ニテモ本條約ニ加入スルコトヲ得ベシ此ノ場合ニ於テハ該國ハ前項ノ規定ノ利益ヲ享有スルコトヲ得ベシ

新旧條約ノ關係

域の全部または一部でこの条約の適用をやめる旨を、書面でスイス連邦政府にいつでも通告することができる。この条約は、スイス連邦政府に於てた通告の受領後十二か月で、通告に掲げた地域で適用をやめる。

(三) この条の第一項および第二項の規定に従ってスイス連邦政府になされたすべての通告は、同政府がすべての同盟國に通知する。

第二十七條

- この条約は、同盟國相互の關係においては、千八百八十六年九月九日のベルヌ條約および順次これを改正した諸條規に代る。從前實施されてきた諸條規は、この條約を批准しない國との關係においては引き続き適用する。
- この條約に署名する國は、從前なした留保の利益を引き續いて保持することができる。ただし、批准書寄託の際にその旨の宣言をすることを條件とする。
- 現に同盟に属する國でこの條約に署名しないものは、第二十五條の規定する方式によりいつでもこの條約に加入することができる。この場合に、その國

條約の解釈適用に關する紛争の國際司法裁判所への付託

批准

- 本條約ハ批准セラレベク其ノ批准書ハ遅クトモ千九百三十一年七月一日迄「ローマ」ニ於テ寄託セラレベシ

第二十八條

- 本條約ハ之ヲ批准シタル同盟國間ニ於テハ右期日後一月ニシテ實施セラレベシ但シ右期日前ニ於テ本條約ガ少クトモ同盟ノ六國ニ依リ批准セラレタルトキハ本條約ハ右同盟國間ニ於テハ第六ノ批准書ノ寄託ガ瑞西聯邦政府ニ依リテ右同盟國ニ通告セラレタル後一月ニシテ及爾後批准スベキ同盟國ニ對シテハ

は、前項の規定の利益を享有することができる。

第二十七條の二

この條約の解釋または適用に關する同盟國の二または數國間の紛争で、交渉によつて解決されないものは、紛争當事國が他の解決方法に同意しない限り、國際司法裁判所に決定のため付託される。紛争が裁判所に付託されることを要請した國は、國際事務局にその旨を通知する。事務局は、それを他の同盟國に通知する。

第二十八條

- この條約は、批准され、批准書は、おそくとも千九百五十一年七月一日までにブラッセルで寄託される。批准書は、その日付および付屬するすべての宣言とともに、ベルギー國政府がスイス連邦政府に通報し、後者が他の同盟國に通告する。
- この條約は、批准した同盟國の間では、千九百五十一年七月一日のち一か月で實施する。ただし、この期目前にこの條約が少くとも同盟の六國によつて批准されたときは、この條約は、これらの同盟國間においては六番めの批准書の寄託がスイス連邦政府によりこれらの同盟國に通告されたのち一か月

(注一) 新條文。
 (注二) 決定の手續は、國際連合憲章附屬の國際司法裁判所規定(一九四五年六月二十六日)による。

各其ノ批准ノ通告後一月ニシテ實施セラルベシ

- (三) 同盟ニ屬セザル國ハ千九百三十一年八月一日迄ハ千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル條約又ハ本條約ニ加入スルコトニ依リテ同盟ニ加盟スルコトヲ得ベシ千九百三十一年八月一日後ニ於テハ該國ハ本條約ニ加入スルコトヲ得ベシ

で、また、その後批准する同盟国については、その批准の通告後一か月で実施する。

(三) 同盟に属しない国は、千九百三十一年七月一日までは、千九百二十八年六月二日ローマで署名された条約またはこの条約に加入することにより、同盟に加盟することができる。千九百三十一年七月一日以後は、これらの国は、この条約のみ加入することができる。千九百三十一年七月一日にこの条約を批准していない同盟国は、第二十五条の規定する方式で加入することができる。これらの国は、この場合に第二十七条第三項の規定の利益を享有することができる。

第二十九條

- (一) 本條約ハ其ノ廢棄ノ通告ノ爲サレタル日ヨリ一年ヲ經過スル迄ハ無期限ニ引續キ實施セラルベシ
- (二) 右廢棄ノ通告ハ瑞西聯邦政府ニ之ヲ爲スベシ右廢棄ノ通告ハ之ヲ爲シタル國ニ對シテノ其ノ效力ヲ生ズベク本條約ハ同盟ノ他ノ諸國ニ對シテハ其ノ效力ヲ存續スルモノトス

(一) この条約は、無期限に実施する。ただし、各同盟は、スイス連邦政府に於てた通告書により、いつでもこれを廃棄する権利を有する。

(二) この廃棄は、スイス連邦政府が他のすべての同盟国に通知し、廃棄をした国についてのみ、かつスイス連邦政府に於てた廃棄通告の受領後十二か月で、はじめて、効力を生ずる。他の同盟国については、条約は、引き続き効力を有する。

第二十九條

保護期間および留保拋棄の通知

- (一) 本條約第七條第一項ニ定ムル五十年ノ保護ノ期間ヲ自國ノ法律ニ採用スル國ハ之ヲ瑞西聯邦政府ニ書面ヲ以テ通告スベク該政府ハ直ニ之ヲ同盟ノ他ノ一切ノ諸國ニ通知スベシ
- (二) 第二十五條及第二十七條ニ依リ爲シ又ハ維持シタル留保ヲ拋棄スル國ニ付亦前項ニ同ジ

第三十條

(一) この条に規定する廢棄の權利は、一國が批准し、または加入した日から起算して五年の期間が満了する前には、その国によって行使されてはならない。

(二) 第二十五条および第二十七条によって行いまたは維持した留保を放棄する国についても、前項と同様とする。

第三十條

會議の公式文書

この条に規定する廢棄の權利は、一國が批准し、または加入した日から起算して五年の期間が満了する前には、その国によって行使されてはならない。

(二) 第二十五条および第二十七条によって行いまたは維持した留保を放棄する国についても、前項と同様とする。

第三十一條

(注) 新条文。

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名セリ

千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ伊太利王國政府ノ記録ニ寄託スベシ認證原本一通ハ外交上ノ手續ニ依リ同盟各國ニ送付セララルベシ

以上の証據として、下名の全權委員は、この条約に署名した。
千九百四十八年六月二十六日ブラッセルで本書一通を作成した。本書は、ベルギー国外務貿易省の記録に寄託する。認證原本一通は、外交上の手續により各同盟国に送付する。

署名

獨逸國

チエー、フォン、ノイラー
ゲオルグ、クラウエル
ウイヘルム、マッケベン
エーベルハルト、ノイゲバウエル
マキシミアン、ミンツ
マックス、フォン、シリングス

(一) ドイツは會議に招請されなかつた。

奧地利國

ドクトル、オーグユスト、ヘッセ

白耳義國

伯爵デラ、ファイユ、ド、ルヴェルガンヴォー

オーストラリア

政府の承認を条件として

タブリユー・ジエー・ディグナム

オーストリア國

クルト・フリーベルガー博士

ベルギー國

ジー・クイペール

ヴェルマン

「ブラジル」合衆國

エフエ、ペソア、デ、ケイロス
ジエー、エス、ダ、フォンセカ、エルメス、ジュニオル

ブルガリア國

ジエー、ラデフ

丁抹國

イー、シー、ダブルヴィー、クルーセ
グロー

「ダンチヒ」自由市

ステファン、シエチコフスキ

西班牙國

アルブ・ギスラン

コピエテー・ドウ・ジブソン

ジー・アメル

マルセル・ワルキエ

ペ・レヒト

ジー・シュナイダー

セー・デヴェルゼッカー

ブラジル國

イルデフォンソ・マスカレンハス・ダ・シルバ

カナダ

ヴィクター・ドーア

ダブリユー・ビー・ジエー・オミアラ

デンマーク國

ペント・ファルケンストヘルネ

トルベン・ルント

スペイン國

(二) ブルガリアはオプザイヴァのみを送った。

フランシスコ、アルヴァレス・オソソリオ

エーレ・ソリアーノ

三二

「エストニア」國

カー、トーフエル

「フィンランド」國

エーミル、セテル

ロルフ、テスレッフ

ジョルジュ、ウインケルマン

佛蘭西國

ボーマルシェ

マルセル、ブレーザン

ペー、グリヌヌボーム・バラン

シアルル、ドルエ

ジョルジュ、マイヤール

アンドレ、リヴォアール

ロマン、コーリュ

アー、メッサジエー

「グレート・ブリテン」及「北部」アイルランド

シドニー、チャプマン

ダブリュー、エス、ジャラット

エー、ジェー、マーティン

「カナダ」

フィリップ、ロイ

フィンランド國

ラグナー・ヌメリン

イ・ジェー・ハクリネン

フランス國

ジー・ドウ・オートクロック

マルセル・ブレザン

セエル・ブギヤン・ビルコック

ビュジエ

マルセル・ブテ

エム・ウエイヌ

グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王國

ハロルド・サウングース

ビー・ジー・クリュー

「オーストラリア」聯邦

ダブリュー、ハリソン、ムーア

「ニュージーランド」

エス、ジー、レイモンド

「アイルランド」自由國

印度

ジー、グラハム、ディクソン

希臘共和國

エス、マヴルーデイス

「ハンガリー」國

アンドレ、ド、ホリー

ギリシア國

トリアンタフィラコス

ミシエル・マントウデイス

ハンガリー國

ゼット・ヴィラック

インド

アール・エス・マニ

アイルランド國

エドワード・エー・クリアリ

アイスランド國

クリストハン・アルバートソン

イタリア國

マツシモ・ピロツテイ

アントニオ・ベンネッタ

伊太利國

ヴァイットーリオ、シアロイヤ

エー、ピオラ、カセツリ

(三)一九四七、九、七
加盟

三三

ヴァンチエンツォ、モレロ
アメデオ、ジャンニーニ
ドメニコ、パローネ
エミリオ、ヴェネチアン
アー、ヤンノニ・セバステアニーニ
マリオ、ギロン

(四) 日本國

松田道一
赤木朝治

「ルクセンブルグ」國

ブリユック

「モロッコ」國

ボーマルシェ

(五) レバノン國

ジー・ハルフォーシェ

(六) リビテンシュタイン國

ブリニオ・ボラ

ハンス・モルフ

アー・マルシオネリ

ルクセンブルグ國

ビエール・マジユリュ

ドゥ・ラフォンテーヌ

モロッコ

ジー・ドゥ・オートクロック

セエル・ブギャン・ビルコック

(四) 日本は會議に招請されなかつた。

(五) 一九二四、八、一加盟。

(六) 一九三一、七、三〇加盟。

「モナコ」國

ソーヴァージュ

諸威國

アルノルド、レースタット

和蘭國

アー、ファン、デル、グリス

「ポーランド」國

ステファン、シエチコフスキ

フレデリック、ゾル

「ポルトガル」國

エンリケ、トリンダデ、コエリオ

「ルーマニア」國

テオドル、ソラコロ

モナコ國

エム・ローズ

ノールウェー國

シ・エフ・スミス

ニユト・ジ・ランド

ハロルド・サウンダース

(七) パキスタン

エ・エフ・エム・ケ・ラーマン

オランダ國

エッチ・シー・ポーデンハウゼン

(八) ポーランド國

ホセ・ガルハルド

ポルトガル國

フリオ・ダクタス

ホセ・ガルハルド

(九) ヴァティカン市國

ルイ・ピカール

フェルナン・ヴァン・ゲーテム

エール・ヴァンドゥピユット

(七) 一九四八、七、五加盟。

(八) ポーランドは會議に代表を送つたが署名しなかつた。

(九) 一九三五、九、一二加盟。

瑞典國

エー、マルクス、フォン、ヴェルテンベルグ
エリク、リドフォルス

瑞西國

ヴァニエール
ドワイブルヴェー、クラフト
アー、シネトロイリ

「シリア」國及「ダレイト、レバノン」國

ボーマルシェ

「チエッコスロヴァキア」國

ヴォイテフ、マスニ
プロフェスール、ドクトル、カレル、ヘルマン、
オタヴスキー

「チュニス」國

ボーマルシェ

スエーデン國

ステュール・ベトレン

スイス連邦

ブリニホ・ボラ
ハンス・モルフ
アイ・マルシオネリ

シリア國

チャティラ

チエッコ・スロヴァキア國

デ・ラクサニ

カレル・ベトルゼルカ

ジー・プロチャズカ

チュニス國

ジイ・ドゥ・オートクロック

セエル・ブギャン・ビルコック

南アフリカ連邦

ジエー・クリステイ

ユーゴスラヴィア

(一〇) 一九二八、一〇、三加盟。
(一一) 一九三〇、一、一七加盟。會議に代表を送つたが署名しなかつた。
(注) この条約會議で、一の決議と九の希望が採択された。

附録 一

文學的及美術的著作物保護

萬國同盟創設ニ關スル條約(抜)

一八八六年(明治一九年)九月九日「ベルヌ」に於テ
調印

一八九九年(明治三二年)四月一八日帝國政府加入

同 年 七月二三日公 布

第五條

同盟國ノ一ニ屬スル著作家及其ノ承継人ハ同盟國ノ一ニ於テ原著
作物ヲ公ニシタル時ヨリ十箇年間其ノ著作物ヲ翻譯シ又ハ其ノ翻
譯ヲ許可スルノ特權ヲ他ノ同盟國ニ於テ享有ス
一部ツ、漸次ニ公ニスル著作物ニ關スル十箇年ノ期限ハ原著作物
ノ最終部分ヲ公ニシタル日ヨリ起算ス數度ニ公ニスル數卷ヨリ著
作物並ニ文學上ノ協會、學士會若ハ一人ノ公ニスル報告書類又
ハ雜誌ニ關シ十箇年ノ期限ヲ計算スルニハ各卷各冊子ヲ各自特別
ノ著作物ト看做ス
本條ニ規定セル各場合ニ於テ保護ノ期限ヲ計算スル爲メニハ著作
物ヲ公ニシタル年ノ十二月三十一日ヲ以テ其ノ發行ノ日ト看做ス

附録 二

千八百八十六年九月九日ノ條約

第二條・第三條・第五條・第七

條・第十二條及第二十條並ニ附

屬終局議定書第一項及第四項ヲ

修正スル追加規定(抜)

一八九六年(明治一九年)五月四日巴里ニ於テ
調印

一八九九年(明治三二年)四月一八日帝國政府加入
同 年 七月二三日公 布

第一條 千八百八十六年九月九日ノ萬國條約ヲ左ノ如ク修正ス

第一 (略)

第二 (略)

第三 第五條第一項ヲ左ノ通り改正ス

同盟國ノ一ニ屬スル著作家又ハ其ノ承継人ハ他ノ同盟國ニ於テ
原著作物ニ關スル權利ノ繼續期限間其ノ著作物ヲ翻譯シ若ハ其
ノ翻譯ヲ許可スル特權ヲ享有ス、然レトモ原著作物最初發行ノ
日ヨリ起算シ十箇年內ニ同盟國ノ一ニ於テ其ノ保護ヲ請求セム
トスル國語ニ翻譯シタルモノヲ公ニシ若ハ公ニセシメテ以テ其
ノ權利ヲ使用セザリシトキハ翻譯ノ特權消滅スルモノトス

附録三 「ベルヌ」条約加盟国一覽表

(一九四八年度國際同盟事務局年報による)

一九四八年二月三十一日現在

国名	加盟年月日	保護期間(著作者の死後)	国名	加盟年月日	保護期間(著作者の死後)
ドイ ツ	一八七一年一月五日	五〇年	同(植民地・属領およびあ る種の保護国)	一八七一年二月五日	
オーストリア	一九〇一年四月四日	五〇年	前委任統治国パレスチ ン	一九〇一年三月三日	
オーストリア	一九〇一年一月一日	五〇年	ギ リ シ ア	一九〇一年二月九日	五〇年
ベルギー	一八七一年二月五日	五〇年	ハンガリー	一九〇一年二月四日	五〇年
ブラジル(合衆国)	一九三三年三月九日	六〇年	アイスランド	一九〇一年四月一日	
ブルガリア	一九三三年二月五日	五〇年(後の二〇年は 有償公有制度)	アイスランド	一九〇一年九月七日	五〇年(後半の二五年は 法定許諾制度)
カナダ	一九六一年四月〇日	五〇年(法定許諾制度)	ア イ タ リ ア	一八七一年三月五日	五〇年
デンマーク	一九〇一年七月一日	五〇年	日 本	一八七一年七月五日	三〇年
スベイン	一八七一年二月五日	八〇年	レバノン(共和国)	一九四八年八月一日	五〇年
(植民地およびモロッコ保 護領スペイン地帯を含む)			リヒテンシュタイン	一九三一年七月三日	
フィンランド	一九六一年一月一日	五〇年	ルクセンブルグ	一八六八年六月三日	五〇年
フランスおよびアルジェ リア	一八七一年二月五日	五〇年	モロッコ(フランス地帯)	一九七一年六月六日	
フランスおよび植民地	一八七一年二月五日	五〇年(後半の二五年は 法定許諾制度)	モ ナ コ	一八七一年五月三日	五〇年
グレート・ブリテンおよ び北アイルランド連合 王国	一八七一年三月五日	五〇年(後半の二五年は 法定許諾制度)			

ノールウェー	一八六一年四月三日	五〇年	ス イ ス	一八七一年三月五日	三〇年
ニュー・ジブラント	一九〇一年四月四日	五〇年(後半の二五年は 法定許諾制度)	シ リ ア	一九〇一年八月一日	五〇年
西部サモア島	一九〇一年二月四日		チ ェ コ ・ ス ロ ヴ ァ キ ア	一九三一年二月三日	五〇年
パキスタン	一九六一年七月五日		チ ユ ニ ス	一八七一年一月五日	
オランダ	一九〇一年二月一日	五〇年	南 ア フ リ カ 連 邦	一九六一年二月三日	五〇年(後半の二五年は 法定許諾制度)
蘭領インドネシア・キ ラバオ島およびアンデ ス列島	一九〇一年四月一日		西 南 ア フ リ カ	一九〇一年二月六日	
ポ ー ラ ン ド	一九〇一年一月六日	五〇年	ヴ ァ テ ィ カ ン(市国)	一九〇一年九月二日	五〇年
ポ ー ルト ガ ル (植民地を含む)	一九〇一年三月五日	無期限	ユ ー ゴ ス ラ ヴ ィ ア	一九〇一年六月七日	
ルーマニア	一九〇一年一月一日	三〇年			
シ ヤ ム	一九三一年七月七日	三〇年			
ス エ ー デ ン	一九〇一年八月一日	三〇年			

備考
保護期間は、ユネスコ著作権公報第二卷第二十三号(一九四九年)
による。

VIII - 67

(印刷序製造)

VIII - 67